

議案第9号

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）における消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、体育施設に係る使用料を改定するため、条例の一部を改正するものである。

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）

の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「4,720円」を「4,860円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「520円」を「540円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「310円」を「320円」に、「420円」を「430円」に、「630円」を「640円」に、「730円」を「750円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「31,500円」を「32,400円」に改める。

第2条 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,080円
4,860円
3,780円
16,200円
540円
2,160円
1,620円
7,560円
210円
100円
50円
210円
100円
100円
100円
540円

「

1,100円
4,950円
3,850円
16,500円
550円
2,200円
1,650円
7,700円
220円
110円
50円
220円
110円
100円
110円
550円

320円
540円
540円
210円
100円
100円
100円

330円
550円
550円
220円
110円
110円
110円

」を

」に、

「

「

210円
320円
430円
640円

220円
330円
440円
660円

」を

」に、

「

「

540円
750円
540円
100円
2,160円
1,290円
640円
430円
5,400円
10,800円
3,240円
1,620円
1,080円
32,400円

550円
770円
550円
100円
2,200円
1,320円
660円
440円
5,500円
11,000円
3,300円
1,650円
1,100円
33,000円

」を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、前項本文に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、附則第1項ただし書に定める日（以下「一部施行日」という。）以後の許可に係る使用料について適用し、一部施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。